

件名:	産後ケア事業の対象拡大とサービスの拡充について
担当課:	こども未来部 子育て保健課 母子保健担当 (電話:083-921-7085)

産後ケア事業は、出産や育児の疲れから体調がなかなか回復しない、子育ての心配があるなど、心も身体も不安定になりやすい状態にある産後のお母さんをサポートするため、助産師等による授乳や育児指導を受けることができる事業です。

この度、令和5年8月1日から、産後ケア事業のメニューなどを拡充しましたのでお知らせいたします。

■利用対象者【拡大】

これまでおおむね産後4か月未満の産婦を対象としていましたが、産後1年以内の産婦まで拡大しました。

■事業メニュー【拡充】

産後ケア事業のメニューについて、母乳育児外来に特化した「デイサービス型」と「宿泊型」の2つであったメニューをよりきめ細かい支援を実施するため、下記の4つのメニューに拡充しました。

①母乳支援型【継続・拡充】

産科医療機関等に出向き、授乳相談等を受けることができます。

②日帰り型【新規】

産科医療機関等に出向き、心身のケアや授乳相談、育児サポートを受けることができます。

③訪問型【新規】

助産師等がご自宅・滞在先に訪問します。安心できる場所で心身のケアや授乳相談、育児サポートを受けることができます。

④宿泊型【継続】

産科医療機関等で宿泊し、心身のケアや授乳相談、育児サポートを受けることができます。

■多胎世帯への対応【拡充】

多胎世帯の産婦の精神的・身体的な負担を軽減するため、利用の回数を加算しました。

○日帰り型 多胎の方は出産1回につき6日以内(単胎の方は3日以内)

○訪問型 多胎の方は出産1回につき5回以内(単胎の方は1回)

○宿泊型 多胎の方は出産1回につき14日以内(単胎の方は7日以内)

■利用者負担金【無料化】

宿泊型については1日あたり1,500円をご負担いただいていた（市民税非課税世帯、生活保護世帯、多胎世帯を除く）が、全てのメニューを無料にしています。

■申請方法【変更】

産科医療機関での予約後、窓口に来ていただき申請書を御記入いただいていたが、電子申請していただく運用に変更し（窓口での申請も可能）、手続きに係る負担を軽減します。

■事業拡充の背景

- ・核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安を抱く妊婦・子育て家庭が増加
- ・全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備の必要性の高まり
- ・平成28年度から実施してきた産後ケア事業のデイサービス型（1時間程度の母乳育児外来に特化したもの）と宿泊型では対応できない産婦等への対応の必要性の高まり（産後の不安が強い産婦、体調不良や交通手段がない等で外出が困難な産婦、多胎児がおり外出自体が困難な産婦への対応）
- ・利用者の所得の状況に関わらず、産後ケアを利用しやすい環境の整備